

# 第1回 市立高等学校等改革検討委員会

日時：令和元年（2019年）7月31日（水）15：00～

場所：熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室

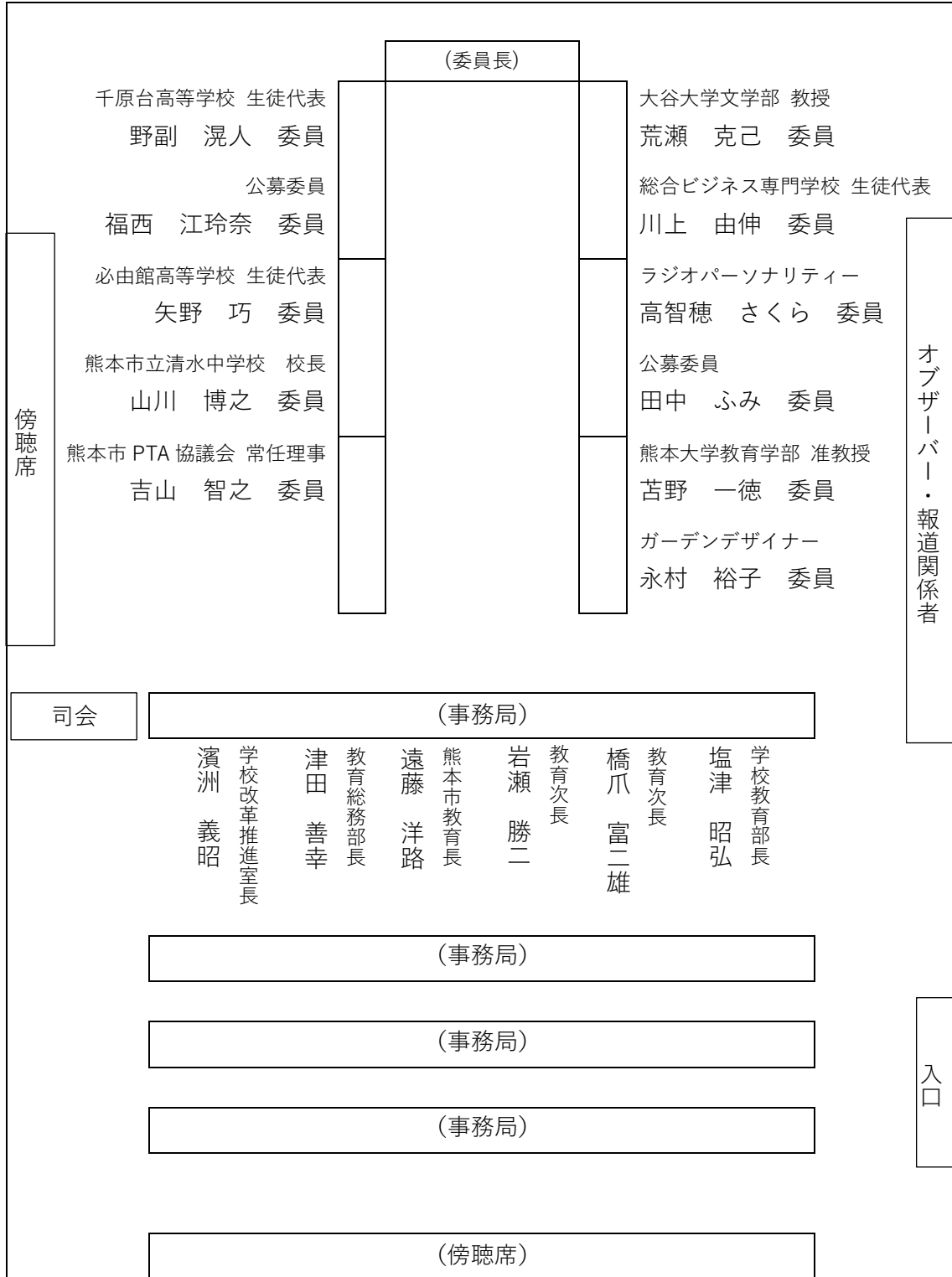
## 会次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 委員長選出
- 6 諮問
- 7 事務局説明
- 8 意見交換
- 9 閉会

# 第1回 市立高等学校等改革検討委員会 座席表

日時：令和元年（2019年）7月31日（水）15:00～

場所：熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室



## 市立高等学校等改革検討委員会委員名簿

氏名	備考
あらせ かつみ 荒瀬 克己	学校法人真宗大谷学園大谷大学 文学部教授
いけだ みき 池田 美樹	劇団きらら 代表
かわかみ よしのぶ 川上 由伸	熊本市立総合ビジネス専門学校 生徒代表
さかもと ひろし 坂本 浩	熊本商工会議所 専務理事
たかちほ 高智穂 さくら	ラジオパーソナリティー
たなか 田中 ふみ	一般公募
とまの いっとく 苫野 一徳	国立大学法人熊本大学 教育学部准教授
ながむら ゆうこ 永村 裕子	ガーデンデザイナー
のぞえ ひろと 野副 滉人	熊本市立千原台高等学校 生徒代表
ふくにし えれな 福西 江玲奈	一般公募
やの たくみ 矢野 巧	熊本市立必由館高等学校 生徒代表
やまかわ ひろゆき 山川 博之	熊本市立清水中学校 校長
よしやま ともゆき 吉山 智之	熊本市 PTA 協議会 常任理事

(五十音順、敬称略)

以上 13 名

# 市立高等学校等改革検討委員会運営要綱

制定 令和 元年 7月11日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、市立高等学校等改革検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 熊本市立必由館高等学校、熊本市立千原台高等学校及び熊本市立総合ビジネス専門学校（以下、これらを「市立高等学校等」という。）の改革に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が委員会において行うことを必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中学校代表者
- (3) P T A代表者
- (4) 関係団体代表者
- (5) 有識者
- (6) 公募委員
- (7) 市立高等学校等の在校生の代表者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理するものとする。
- 3 委員長に事故があるときは、委員の互選された者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年以内とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

（事務局）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部教育政策課学校改革推進室において行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

## 市立高等学校等改革検討委員会傍聴要領

制定 令和元年 7月11日教育政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市立高等学校等改革検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けるものとする。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品又は看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

第4条 市立高等学校等改革検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならないものとする。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 委員長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならないものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月11日から施行する。

別紙様式（第2条関係）

年 月 日

# 傍聴券

No. \_\_\_\_\_

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

**【市立高等学校等改革検討委員会】**